

第 3 号被保険者記録不整合問題への 対応関係資料

- (1) 年金記録問題に関する調査について(平成 21 年 11 月職員アンケート) ・ 1
- (2) 職員アンケートからの記録問題への対応策(平成 22 年 3 月 29 日年金記録回復委員会への提出資料) ・ ・ ・ ・ ・ 7
- (3) 「3号期間として管理されている不整合機関」の取扱いについて(平成 22 年 12 月 14 日年金記録回復委員会への提出資料) ・ ・ ・ ・ ・ 17
- (4) 第 3 号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第 1 号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いについて(通知) ・ ・ ・ ・ ・ 27
- (5) 第 3 号被保険者の不整合記録に関する質問主意書 ・ ・ ・ ・ ・ 29
- (6) 年金業務監視委員会意見 ・ ・ ・ ・ ・ 38
- (7) 第 3 号被保険者の記録不整合問題についての意見(年金記録回復委員会) ・ ・ ・ ・ ・ 45
- (8) 第 3 号被保険者の記録不整合問題への対応について(厚生労働大臣) ・ ・ ・ ・ ・ 47
- (9) 第 3 号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第 1 号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いに係る通知の廃止等について(通知) ・ ・ ・ ・ ・ 51
- (10) 第 3 号被保険者の記録不整合問題についての意見(その 2)(年金記録回復委員会) ・ ・ ・ ・ ・ 56
- (11) 社会保障審議会第 3 号被保険者不整合記録問題対策特別部会報告書 ・ ・ ・ ・ ・ 68

平成21年11月30日

各位

社会保険庁総務部総務課長

年金記録問題に関する調査について

この調査は、社会保険庁の現職の方々全員及び昭和37年の社会保険庁発足以降に在籍された元職員の方々(地方庁にあっては社会保険事務所の所長以上、本庁にあっては企画官・室長以上)に対して実施するものです。

年金記録問題については、一昨年以来、ねんきん特別便の送付を行うなど全力を挙げて対応を行っているところですが、更に、この問題の解決や業務の改善に向けた方策について、社会保険業務の各部署の職を経験された皆様方の知恵と工夫を集約したいと考えています。併せて、この問題は、年金制度が始まって以来長い年月にわたり様々な問題が積み重なって生じておりますので、皆様方がそれぞれの時期にどのようにこの問題を認識し、それにどのように対応しようとしてきたのか、また、現時点における反省点についても把握したいと考え、今般、調査を行うこととなりました。

日々の業務で大変多忙な方も、既に退職されて相当の年数が経過している方も、どうか上記のような調査の趣旨をご理解いただき、別紙の回答票にご記入の上、同封した返信用封筒に入れて封かんの上、12月15日(火)までに返信いただきますよう、お願い申し上げます。

誠に勝手ながら、この調査の回答については、回答者氏名等が入った別紙の回答票を、「氏名」欄、「メールアドレス」欄等を伏せた上で、公表させていただく場合があります。

また、ご回答いただけない方については、氏名を公表させていただく場合がありますので、ご承知おきください。

平成21年12月15日(火) 必着でお願いします。

なお、長妻厚生労働大臣に対して直接伝えたいことがある方は、大臣のメールアドレス(nagatsuma-akira@mhlw.go.jp)宛てにメールをお送りください。

※年金記録問題には、次のような事象があります。

- ・オンライン上の記録で基礎年金番号に未統合の記録が約5千万件あること。
- ・厚生年金の旧台帳(1430万件)、船員保険の旧台帳(36万件)の中にコンピュータに収録されていない記録があること。
- ・オンライン上の記録で台帳や被保険者名簿等から正確に入力されていないものがあること。
- ・保険料を納付した旨の本人の申し立てがあるにもかかわらず、保険料の納付記録が台帳等に記録されていないケースがあること。
- ・事実に基づかずに、遡及して標準報酬等を訂正したり、遡及して資格を喪失させたりしているケースがあること。

(照会先) 社会保険庁総務部総務課企画室

武田、塩入、菅原

代表 03-5253-1111 内線3512・3513

直通 03-3595-2762

必ずご記入ください。

この用紙は、公表することはありません。

氏名			
区分	現職者	退職者 (昭和・平成	年 月退職)
所属	本庁	地方庁 (都・道・府・県)
メールアドレス			

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付け、退職者の場合は、退職年月を併せて記入してください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付け、地方庁の場合は、当該社会保険事務局の都道府県名まで記入してください。

(注3) 「メールアドレス」欄は、差し支えなければご記入ください。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p>	

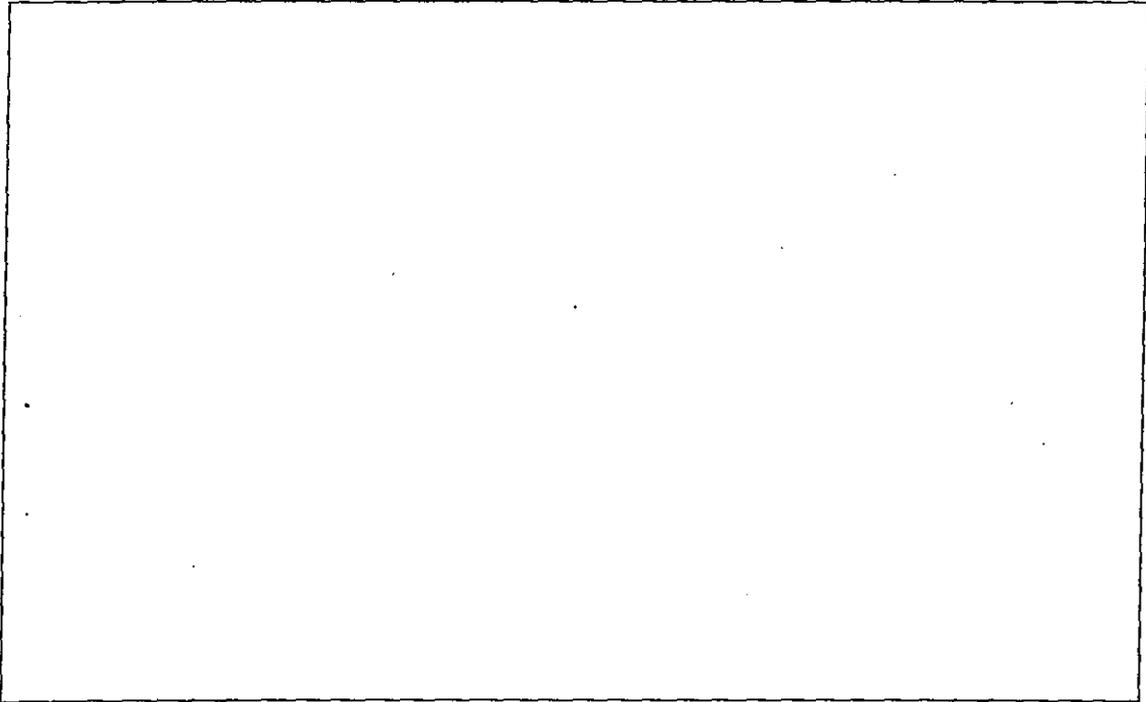
(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

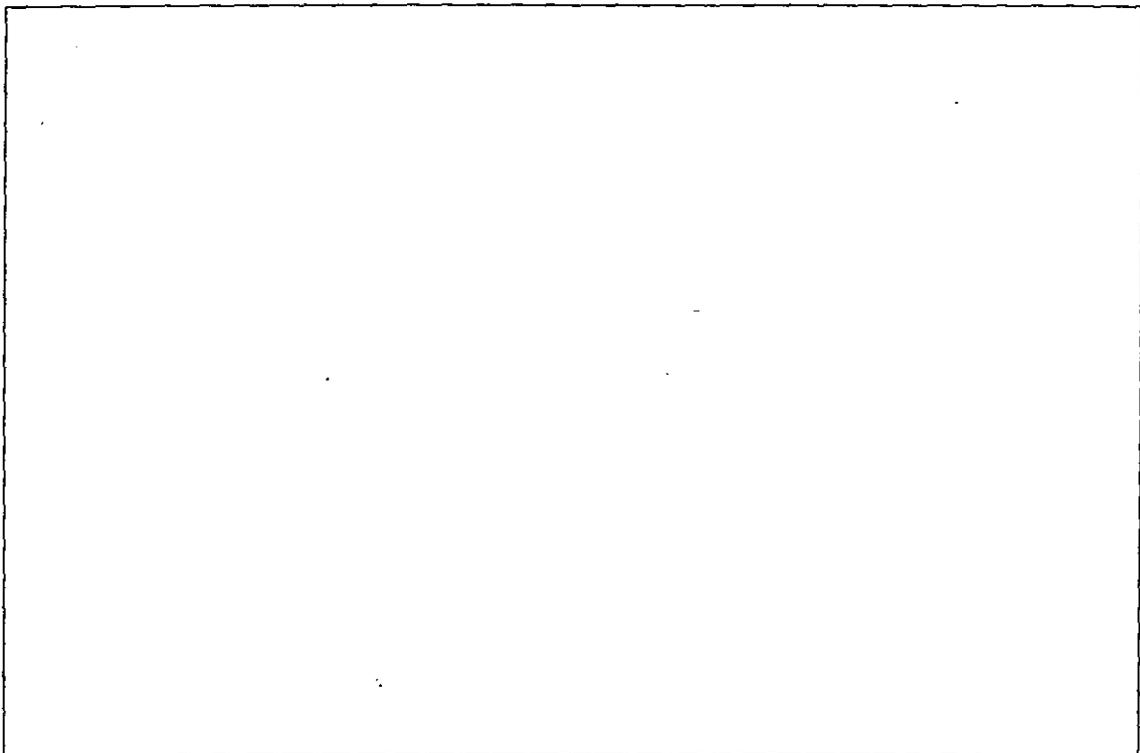
(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

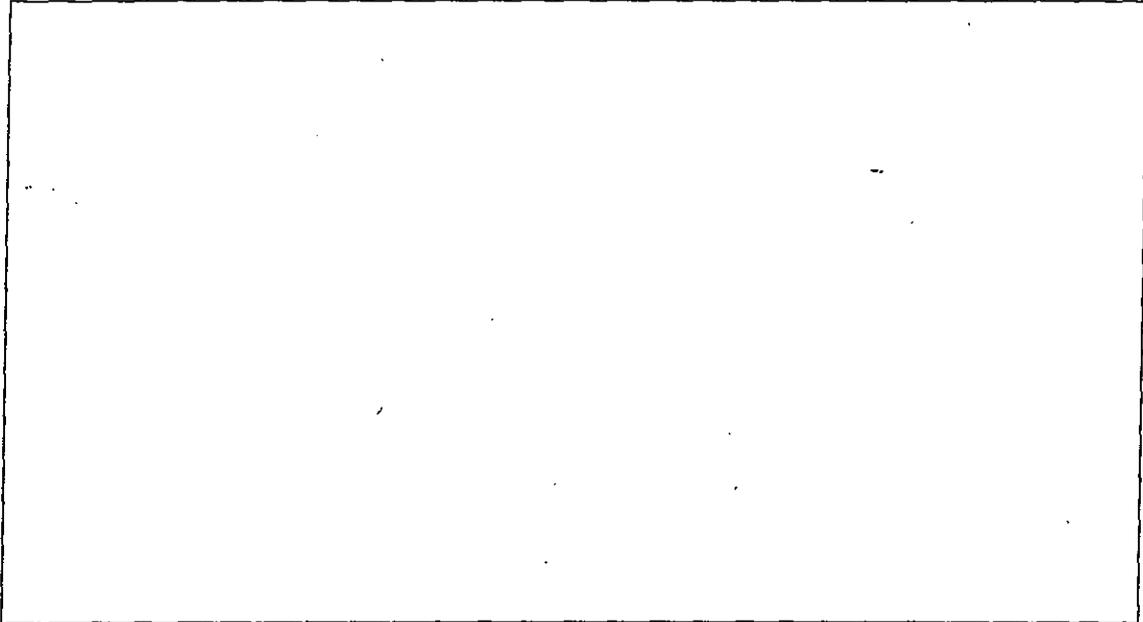


(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

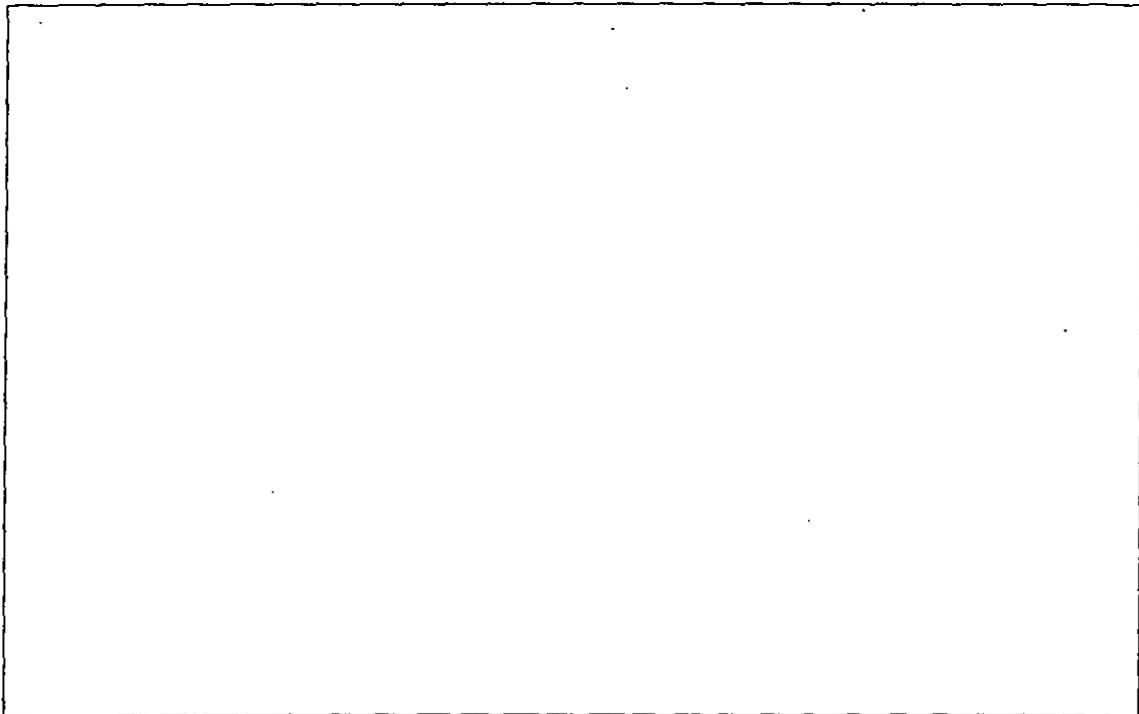


この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

記録問題への対応策 (未定稿)

- ◎ 職員アンケートの回答において指摘されている意見・提言については、年金管理審議官の下に設置した作業班において読み込み、抜き出し作業を行った。そこで、その中から、今後の年金記録問題の解決や業務の改善に向けた検討課題を、第三者の視点から実務的に抽出するため、年金記録回復委員会の磯村・岩瀬・梅村の委員 3 名の他に、アンケート回答者の中から年金局が選抜した事情をよく知悉している退職者 2 名を加えた、合計 5 名で作業を行った (2/4 の回復委員会以降、2/10, 2/17, 3/3 の 3 回実施)。
- ◎ 寄せられたコメントが、アンケート記載の質問 4 項目ごとには必ずしも対応していないこともあり、年金記録問題への対応策という観点から、記録回復に参考となるようなコメント内容に着目して整理の上、対応策別に、主なものを以下のように列挙した。
- ◎ 改善意見の多かった事案については、その改善の方向がまとまり次第、その進捗状況を日本年金機構の機構 LAN に順次掲載することにより、機構職員に対し周知を図ることとする。また、引き続き個別の課題に応じて機構職員の意見を聞きながら対応を進めることとする。
- 例；その 1- 「カセットオープン」
- ⇒ 現在構築中の紙台帳検索システムにおいて、カセットオープンされていない旧台帳についても、検索・閲覧が可能となる予定。
- その 2- 「旧市区町村名」、「崩し字」、「各地の固有屋号名称」のリストアップ
- ⇒ 「旧市区町村名」及び「崩し字」は既存のリストを活用し、LAN 掲示により職員周知を図る。「各地の固有屋号名称」については、先行して事業所検索システムを作成した東京でデータ化した旧屋号等を全国で活用する。その他の地域の旧屋号等については、事業所検索システムへの旧屋号等の収録状況、旧屋号等の情報蓄積状況及びシステムへの要望を聴取したうえ、対応を検討する。

(1) 「コンピュータ記録と紙台帳の突合せ」作業(*)の拡充等

A. 突合せ対象の拡充と精査の徹底

- 1) 未解明部分 (約 995 万件) を中心に「5 千万件」の記録も対象にする。
- 2) 8. 5 億件の名簿等に加え、紙台帳検索システムに「手帳番号払い出し簿」も収録する。

B. 紐つけ方法の拡充

「年金手帳番号や生年月日での紐つけ」で不十分な場合は、「氏名での紐付け」も可能なように、氏名パンチ入力作業を追加する。

(2) 基礎年金番号の非保有者(*1)の年金記録確認を容易にするための環境整備(*2)

(*1) 基礎年金番号の非保有者には、「真正でない基礎年金番号の保有者」も含む。

(*2) 前記「(1)紙台帳との突合せ」を“正面からの対策”とすれば、これは“側面からの対策”との位置づけ。

A. 現況

1) 転職に際しての、偽名・偽生年月日による「年金手帳の重複発行」が、昭和40年代前後に多発したとの指摘がある。これが、結果的には持ち主のわからない“宙に浮いた年金手帳番号”発生に(*)繋がった可能性がある。

(*) 年金手帳の記号番号相違等により収録できなかった資格記録は、「事故照会リスト」として社会保険事務所において定められたルールに従って補正して収録することとしていたが、社会保険事務所から送付された「事故照会リスト」は、文書保存規定により一定期間保管した後、廃棄されているため、資料等を調べたが実態は判らなかつた。

2) 実在しない事業所があるほか、実在事業所にも、融資・脱税・公共工事受注などのための架空の被保険者が存在するとの指摘もある。これらの記録は、仮に紙台帳との突合せを行っても本来の持ち主には結びつかない可能性が高い(基礎年金番号が付されていない記録は無論のこと、基礎年金番号が付されていても、いわゆる“幽霊の基礎年金番号”となってしまう)。

3) その他に、短期間の加入で資格を喪失した人など、定期便・特別便の届かない人があり(*)、これらはいわば“年金無縁者”であって、「無年金見込み者」とは、別概念での対応が必要となる。また、「本人不承知の厚生年金加入」などが存在した企業もあったとの指摘もあることから、それらの企業経由での救済手段の可能性を検討中。

(*) 偽名等による“幽霊の基礎年金番号”や“年金無縁者”の件数については把握していない。ただその目安として、住所不詳の事例を含めた件数ではあるが、全ての受給者と加入者を対象に送付した「ねんきん特別便」の未送達件数が一つの目安となる。ねんきん特別便(約1億900万件)については、このうち受給者名寄せ便(約300万件)について、住所調査を行い、再交付を行ってきているが、それでも、ねんきん特別便全体で未送達件数は約243万件(受給者約13万件、加入者約230万件)となっている。

B. 対応策

記録の回復には、お一人お一人から、過去の職歴や使用した姓名・生年月日などの“本人のみが知る記憶”を伺って、個別に確認するしかない。そのためには、次のような“幽霊の基礎年金番号”保有者などへの一斉呼びかけ”キャンペーンが必要となる。

①特別便、定期便等が未送達の事例について、マスメディアを通じて、「特別便・定期便の届かない人」などに呼びかけ、名乗り出ただくとともに、また、23年4月から実施予定の住基ネットを通じた住所把握の仕組みを活用して、改めて定期便等の送付を検討する。

②自分自身の年金記録の確認ができる「年金個人情報システム」に、「私の履歴整理表」の入力支援機能を付加する等により、ご本人の記憶と年金記録との相違の気付きを促すとともに、紙台帳検索システムを活用し、記録の発見を行う。

(3) 3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不正確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策

A. 現況

2号被保険者（例：夫）が転職により第1号被保険者になった場合など、その配偶者で第3号被保険者であった者（例：妻）が第2号被保険者の被扶養者でなくなった場合は、第3号被保険者（例：妻）も第1号被保険者になるための届出をし、保険料を納付することが必要である。しかし、この届出がなされず、第3号被保険者のままになっている場合がある。

B. その背景

被扶養者でなくなった配偶者に対する種別変更の届出勧奨や種別変更の処理が徹底されていなかった。

C. 対応策

本来、第1号被保険者に種別変更すべき期間において第3号被保険者のままになっている場合の取扱いは、次の方向で検討する。併せて、同様の状況が今後生じないように、届出勧奨や種別変更の処理を徹底する。

1) 受給者

既に裁定が行われていることから、現状のままとする。

2) 被保険者

将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求める。

過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状のままとする。

(4) 戦災や災害等による記録消失への、記録回復の手続きの明確化

戦災、風水害など災害等による記録消失についての、全国の時期別・場所別の被害状況と回復状況について調査の結果、現在まで判明したところは別紙のとおり。

また、旧社会保険庁年金保険部業務第2課の事務処理要領によれば、昭和40年代には、災害等で記録が滅失した場合の被保険者期間の認定の取扱いが定められていることから、上記調査結果を踏まえつつ、この基準について改めて検討の上、3ヶ月程度を目途に記録回復手続きの明確化を図る。

(5) 「被保険者ゼロ」の事業所の被保険者救済と、そのためのサンプル調査

A. 背景

全喪届けに添付書類が必要になった15年11月から増えたとされるもの。大部分が時期によって賃金職員を雇ったり雇わなかったりする官庁及び地方公共団体や、既に事業を行わなくなって全喪処理をする必要があるが登記簿等添付書類が間に合っていない事業所の処理未済と目されるが、中には現存稼働事業所の「偽装全喪」の可能性もある。

B. 対応

- 1) 被保険者ゼロ事業所の状況を把握するため、サンプル調査を実施し、現存稼働事業所の可能性のある事業所を選定するための方法を検討する。
- 2) なお、現存稼働事業所の可能性のある事業所が確認できた場合には、事業所調査を実施する。稼働が確認された場合は、適切に是正を行う。

(6) 記録統合の結果、「年金額が減額になる場合の取り扱い」の明確化

A. 記録統合の結果、年金額が減額になる事例

- ① 国民年金の5年年金などの受給者に、過去の厚年記録が見つかり、国年被保険者期間が遡及して取り消される
- ② 過去の国年被保険者期間と重複して、通算対象期間とならない1年未満の厚生年金被保険者期間が見つかり、国年被保険者期間が遡及して取り消される
- ③ 4種被保険者期間を有している方に、過去の年金記録が見つかり、当該被保険者期間が取り消される
- ④ 配偶者の厚生年金記録判明により、配偶者加給年金や振替加算の支給がなくなる
- ⑤ 障害・遺族厚生年金について、過去の厚生年金記録が判明し、平均標準報酬が下がる
- ⑥ 昭和32年10月前のみなし期間がある方に過去の厚年記録が判明し、平均標準報酬が下がる

B. 現行の取り扱い

特別便の回答等を契機として、記録が見つかったケースについては、平成20年2月8日庁文発第0208001号及び同年4月25日庁文発第0425001号において、ご本人が、発見された記録による再裁定請求を行わなければ、記録訂正・再裁定は行わないという趣旨から、減額となる場合に減額となる理由、過払い分は返還いただく旨を懇切丁寧に説明することとされ、ご本人が認めた場合は将来にわたって減額するとともに過払い分は返還を求めることとされている。

C. 上記への対応

現行法の枠組みにおいては、ご本人が認めた場合は将来にわたって減額するとともに、過払い分の返還を求めることはやむを得ないが、記録問題に派生する記録訂正により減額となる事態が生じた原因の多くは、国側にあることを踏まえ、丁寧な対応を行う。

1) 受給者

具体的には、現行通知の取扱いを維持しつつ、新たな文書を発出し、ご本人に、訂正を要すると思われる年金記録を確認いただき、「再裁定の申出をされるか」又は「訂正の必要はないか」をご本人に判断していただくこととする。

ご本人が「訂正の必要はない」と回答された場合には、当該記録にそのような回答があった旨の事跡を残すことにより、減額事例の取扱いの明確化を図る。

2) 加入者

特別便の回答等により記録照会の申出を行われた加入者については、裁定前であり、既に訂正すべき記録の内容を承知しておられることから、現行の通知のとおり、将来の年金額が増額見込みか減額見込みかにかかわらず、改めてご本人にお知らせすることなく、記録訂正を行い、事後的に訂正結果をお知らせする取扱いとする。

なお、今後実施する予定となっているコンピュータ記録と紙台帳等の突合せや、厚生年金基金記録との突合せにおいては、その結果をご本人にお知らせし、その申出に基づき、記録訂正を行うことを基本とするが、既に裁定を受けている受給者について、記録訂正により減額が見込まれる場合については、これらが、ご本人の申出によらず、国（日本年金機構）において行った突合せを契機とするものであること等の事情に鑑み、ご本人にお知らせすることなく、事跡のみを残すこととする。

(7) 複雑な相談事案を専門に対応するベテランチームを編成し、解決事例を全国で共有。

A. 必要性と対応策

- 1) 各都道府県の旧社会保険事務局等で、それぞれ固有の記録管理・ノウハウ蓄積・処理方法が存在していたので、旧社会保険庁のベテラン退職者から人選し、在宅にて、現場職員からの質問に回答できるよう登録する。
- 2) ベテラン退職者の急増から、旧令共済・旧法・船員保険・遺族年金などに関連する、複雑な事案への即応が困難となり、待ち時間の短縮や適切な相談対応のため、旧社会保険庁のベテラン退職者を極力各ブロック本部に配置し、年金事務所の相談員への支援を行う。同時に、対応事例を、全国で共有できる準備も行う。

B. 実施時期 … 22年度早期からの体制整備を目指す。

(8) 記録検索の容易化、記録統合の正確性確保のための、システムの改善

A. 背景

- 1) これまでシステム構築や修正に際して、現場の改善意見の聴取が不足していた。また、当初は、

記録検索、記録統合の件数がそれほど多くはなかったために、操作性についても大きな問題はなかったが、記録問題発生以降、処理量が激増したため、操作性（使い勝手）改善の必要性が高まってきている。

2) 旧台帳(*1)の記録の一部が、現場からは簡便に検索できない(*2)。

(*1) 「旧台帳」＝「マイクロ旧台帳 1,466 万件」と「紙の旧台帳 1,167 万件（保管委託倉庫保管分）」

(*2) マイクロ旧台帳については、オンライン化されておらず、日本年金機構保管のマイクロフィルムのカセットになっており、年金事務所では、直ちに内容が閲覧できないものがあり、『カセットのオープン化』として、要望多数。

⇒この点については、現在、コンピュータ記録と紙台帳等の突合せ業務を実施するために構築中の「紙台帳検索システム」において、旧台帳についても検索・閲覧が可能となる予定。

3) 船員保険等、複雑な記録管理の経緯のある記録については、記録照会等に困難が生じている。

B. おもな改善点と対応策

1) 記録の検索に関連するもの

…「刷新システム」の前段階として、「現行システムの補修」との観点から検討を行い、まずは、以下の事項等について現行システムへの影響、他の開発案件との優先順位を見極めたうえで、可能なものから改善に着手。

- ①記録検索キーの増加
- ②個人の記号番号から、過去記録への即時照写
- ③氏名検索システムの改善
- ④漢字氏名検索の有効活用
- ⑤事業所検索システムの改善

2) 過去の訂正記録の経緯保存（事跡管理）の徹底

…平成21年10月より稼働している記録訂正事跡確認システムの現時点での事跡管理状況を調査し、登録を徹底するように周知。そのうえで、現行のシステムの改善も含め、対応を検討する。

3) 外国人被保険者の氏名検索

…氏名検索が不能とならないよう、ご本人に対し、年金手帳を必ず保管し、届出・手続きの際は、年金手帳に記載されているものと同じ表記による氏名を記入するよう周知することを検討する。

4) 現場の意見や要望を基にした、システム改善やソフトの導入

…システムの改善事項の範囲・内容を決定するに当たっては、手作業部分も含めて、機構の関係部署において、現場の意見を把握するプロセスを検討している。

5) 船員保険等については、コンピュータ記録と紙台帳等の突合せ等記録確認を行うに際して、

慎重に対応する。

(9) 相談者の、誤認や勘違いへの対応

記録確認の相談で、国民年金では国民健康保険料の支払いを国民年金保険料の支払いと勘違いする、厚生年金では制度上未適用となるケースであるにもかかわらず就職したことを厚生年金に加入したと誤認するケースが多い。

これらについては、「誤認事例のリーフレット」を、現場に備置するとともに、ホームページにも掲示することを検討している。

(10) その他の具体策起案中の事項

A. 保険料の過払い

1) 国民年金で満額の年金額となる月数を超えての納付

平成17年4月前の記録については、平成20年4月の通知により還付できる取扱いとし、20年8月及び21年9月に保険料還付となる対象者へのお知らせを実施。再度お知らせすることを検討する。

(*)平成17年4月からは、満額の年金額となる月数に達した時点で、任意加入被保険者資格を強制的に喪失するよう、法改正。

2) 異なる被用者年金制度の重複加入

厚生年金と共済年金など異なる被用者年金の重複加入については、記録訂正によって保険料の還付が生じることになるが、事業主が死亡した場合など被保険者本人への還付について、制度上及び運用上どのような対応が可能か、今後更に検討を進める。

B. 統合ミスの再発防止

ねんきん特別便の回答の中で調査が不十分で間違った回答を行った例がある。これらについては、統合ミスの再発防止策として、本人確認をより確実に行うため氏名、性別、生年月日だけでなく、職歴や住所を確認することを徹底するマニュアルの作成について検討している。

C. 厚生年金における「短期間の資格期間誤り」の救済

月末に退職した場合の資格喪失日の届出誤りや6ヶ月程度以内の「短期間の資格期間誤り」(*)について、年金記録確認第三者委員会における「あっせん事例」・「非あっせん事例」の分析結果を踏まえ、年金記録回復委員会の実務家検討段階で、その救済方策を検討している。

(*) 何れも大部分は、事業主側の知識不足もしくは単純ミスによるもの。

D. 脱退手当金の非受領の申立てへの対応

厚生年金の短期加入で退職する被保険者が脱退手当金の受給を選択した場合は、脱退手当金の対象となった期間は厚生年金の被保険者期間でなかったものとみなされる制度があったが、その脱退手当金を受領していない、すなわち厚生年金の被保険者期間を回復して欲しいとの申立てが、昭和40年前後に支給された記録を中心に行われている。

こうした申立てのうち年金記録確認第三者委員会であっせんされた事案の中には、退職する被保険者に脱退手当金の受給を申請する意思がないにもかかわらず、勤務先の事業主が被保険者に代わって請求し、受領した脱退手当金を当該被保険者に支払わなかったと疑われるケースがある。

この点については、年金記録確認第三者委員会における「あっせん事例」・「非あっせん事例」の分析結果を踏まえ、いわゆるまだら事案について記録回復基準の設定を検討している。

E. 事業主から従業員への通知義務の徹底方策

事業主は、資格取得届や月額変更届等の届出を行い、日本年金機構の確認を受けたときは、資格取得年月日及び標準報酬等をすみやかに従業員に通知しなければならないこととされているが、従業員への通知が徹底されていないという指摘がある。

これについては、現在行っている算定基礎届の提出時期前に各年金事務所が開催する算定説明会や納入告知書同封のチラシによる周知及び事業所調査の際の事業主指導等を通じて徹底する。

補 足 事 項

今回の取りまとめに当たり、具体的な結論を得られなかったものについては、厚生労働省及び日本年金機構において引き続き検討を進め、具体的な対応に結びつけていくこととしている。

以下は年金記録問題の対応策や施策と直接関係するものではないが、職員アンケートの回答を集約・整理するに当たり感じられた事項を補足する。

(1) 職員アンケートの質問項目では年金記録問題に対する認識をその一つに挙げていたことから、記録問題への反省が記されている回答が多く見られた。それらを見て強く感じられたのは、「年金給付の裁定請求時にご本人が来るのだから、その時に直せばよい」という裁定時主義が常識化していたことである。法律上は申請主義を採ることから、ご本人の申請に基づく裁定は必要であるが、だからといって年金記録を裁定の時まであいまいなまま放置することが許されるものではない。日本年金機構の運営方針や新たに定められたお客様へのお約束10か条を実践し、職員それぞれの意識改革を引き続き進めていくことが必要である。

(2) また、職員アンケートの回答の中では、上述のほかに、旧社会保険庁における年金記録問題発生の最大公約数的要因として、次の3点に関連するコメントが寄せられている。

1. 過去の職員組合の、記録ミスを防ぐ作業への非協力ないしは拒否。
2. 法制度起案例である厚生労働省の、現場無視の複雑・難解・非合理的な立法措置。
3. 現場の意見を汲み上げようとしなかった、社会保険庁本庁ないしは上層部の姿勢。

何れも、既に巷間に伝えられている要因であるが、これらについては厚生労働省及び日本年金機構において、改めて運営上の課題として受け止めて、今後の対応を進める必要がある。

(3) 更に、回答では、大切な記録をお預かりしているという認識が不足していたといった職員自身の意識の問題や、お客様への姿勢、記録管理や事業所からの届け出、チェック体制、組織、広報などのあり方など様々な面での反省が見られた。

そういった反省に立って、

- ・対応するお一人お一人のお客様に対して、相手のご都合が許す限りで徹底して氏名検索を行い、質問し、知る限りの従前の年金制度について詳細に説明を行なうよう以前にも増して心がけた。
 - ・年金記録問題の早期解決に向けて、土日に出勤して年金額仮計算書の年金額試算の支援をしたり、電話・窓口対応では1件でも多く解決出来るように取り組んだ。
 - ・窓口装置で確認できない事業所名の変遷や名簿の所在等をしるした「トラの巻」を作成した。
- というように問題解決に向け地道に努力している職員も見られたところである。

今後の年金記録の速やかな回復に向けては、今回取りまとめた対応策を着実に進めるとともに、各職員の反省と「就職先をここと決めたときは、自分が入った職場を周囲から見直されるよう、より良いものへと変えていく為にできることをやっていこうと考えた」という新人の初心が生かせるような組織とすることを目指して、日本年金機構は不断に努力することが必要である。それとともに、厚生労働省もその努力に対して最大限の支援を行うことも必要である。

報告元		時期	種類	①災害による被害状況 ②被害データの特定	対策	復旧状況
1	北海道 北海道ブロック本部	昭和20年11月6日	火災	①道庁の火事により保険課が一部焼失。 ②被保険者名簿等の一部が消失、冠水のため判読不能となった。(具体的には特定できていない)	事業所への訪問、調査票の送付等の調査を行い修復作業を実施。(OBより聴取)	大規模事業所についてはある程度修復できたが、小規模事業所、特に退職者については、分からないことが多く全ては修復出来なかった。(OBより聴取)
2	北海道 砂川	昭和37年8月4日	風水害	①台風により事務所が浸水。 ②被害データの状況は不明	-	実質的な被害なし(OBより聴取)
3	青森 青森	昭和20年7月頃	戦災	①青森県庁空襲により焼失 ②健康年被保険者名簿の一部焼失	事業所に確認をし、回復に努めた。(OBより聴取)	大部分が回復できたが、一部は回復できず(OBより聴取)
4	新潟 新潟西	昭和39年6月16日	地震	①新潟地震による床上浸水、土砂津波の流入等 ②被保険者原票の3分の2が冠水、一部判読不明。	乾燥させた、判読不明なものは書替えを行った。(資料より)	1か月以内に作業完了した模様(資料より)
5	東京 港	昭和20年5月29日	戦災	①空襲により焼失 ②会計金庫内の書類以外は全焼。	本庁の索引簿を確認及び事業所への照会を行った。(資料より)	復元したとの記録あり。(資料より)
6	東京 江東	昭和20年3月10日	戦災	①空襲により焼失 ②名簿消失(大多数)	昭和60年頃、業務センターより旧台帳マイクロフィルムを取り寄せ作業していた(OBより聴取)	-
7	東京 品川	昭和28年5月22日	火災	①放火により事務所3分の2が焼失 ②記録台帳のうち60万件が焼失	本庁からの予算措置を受け、資金職員を雇用し復元作業を行った。(OBより聴取)	2ヶ月間の作業で台帳は復元されたが、チェックの不備等により、一部記載漏れ、誤記等があることが後日判明した。(OBより聴取)
8	神奈川 川崎	昭和20年4月15日	戦災	①空襲により焼失 ②記録台帳のうち相当数が焼失した。	事業所から資料を取り寄せ戦災台帳を作成した。(OBより聴取)	取り寄せられた資料が一部にとどまったため完全には復元できなかった。(OBより聴取)
9	石川 金沢北	昭和23年11月16日	火災	①保険課が元商品陳列館火災により類焼 ②払出簿、被保険者台帳が焼失。	事業主、被保険者、保険者の協力により復元作業を行う。(資料より)	一部を除き復元。(資料より)
10	愛知 熱田	昭和20年6月9日	戦災	①戦災より焼失 ②文書、資料が残っておらず詳細は不明、おそらく厚年被保険者名簿は焼失。 (現住寺、半田事務所管轄含む) 旧台帳、年金番号の払出索引票は別の場所(愛知県内)で管理されていたため直接の被害なし。 厚生年金保険被保険者名簿はおそらく焼失している。記録の管理方法は不明。	おそらく昭和21年初頭頃から旧台帳、払出索引票をもとに事業所の協力を得て復元したと思われる。復旧状況にかかる資料は無い。(OBより聴取)	昭和21年初頭頃の現存事業所の現存被保険者の名簿は復元。(OBより聴取)
11	愛知 熱田	昭和34年9月26日	風水害	①伊勢湾台風による風水害 ②被保険者名簿、年金番号払出し索引票の一部水につかり、記載が滲んで不鮮明になる。	被保険者名簿等を乾かしたと思われる。(OBより聴取)	不鮮明なまま特に復旧はしていない。(OBより聴取)
12	福井 武生	昭和23年頃	地震・豪雨	①地震と豪雨で県庁が浸水 ②年金番号払出簿が浸水 県庁(城址)の倉庫に記録を保管。	再作成した(OBより聴取)	震災後の豪雨により年金番号払出簿に滲みが確認されたため、乾かした上で上からなぞるなどし復元した。(OBより聴取)
13	福岡 中福岡	昭和30年2月20日	火災	①社会保険事務所に隣接する支払基金が焼失 ②延焼危機回避のため、旧台帳を退避の際、滅失	-	旧台帳の特定は不可、紙保険者名簿、払出簿の損害はなし。(OBより聴取)
14	福岡 久留米	昭和28年6月	水害	①昭和28年西日本水害による浸水 ②被保険者名簿のインクが水害により滲む。 喪失年月日、氏名等が判読できないものが実在。	被保険者名簿の滲んだ部分を上からなぞるなどしているものがあるが、復元時期・方法等は不明。喪失処理や算定の際に事業所から聴取の上復元したとも聞いている。(OBより聴取)	-
15	福岡 直方	昭和28年2月2日	火災	①火災により事務所焼失 ②被保険者名簿を焼失、払出簿被害なし(不明部分はある)	現存被保険者→事業所と記録照合 喪失被保険者→事業所(現存)の名簿等から復元作業を行う。 全喪事業所に係る被保険者名簿→払出簿から復元作業を行う。(資料より)	現存被保険者→昭和28年10月算定基礎時までに復元 喪失被保険者→大部分が復元 全喪事業所に係る被保険者名簿→連絡が取れなかった事業所については復元できず。(資料、OBより聴取)
16	大分 大分	昭和23年2月9日	火災	①大分県庁の火災 ②厚年台帳を焼失(新聞記事より)	事業所の協力を得て再作成(新聞記事より)	復元作業は行った(OBより聴取)
17	大分 大分	昭和34年か35年頃	風水害	①台風により事務所が浸水 ②台帳の種類は不明。県庁の地下2階倉庫で保管していた。	復元作業は行った(OBより聴取)	実質的な被害なし(OBより聴取)
18	鹿児島 川内	昭和44年8月30日	水害	①大雨による川のはんらんで庁舎浸水 ②事務所1階倉庫が水に浸かり国年台帳転記済みの検認台紙及び切り替え済みの旧台帳が水に浸かる。 件数等は不明。	水が引いた後に倉庫の清掃を行った。(OBより聴取)	実質的な被害はないため、特段の復旧作業は行わなかった。(OBより聴取)

「3号期間として管理されている不整合期間」 の取り扱いについて

平成22年12月14日
年金局事業管理課

平成21年12月に実施された旧社会保険庁職員アンケートにより、実際には1号被保険者にもかかわらず、3号被保険者として管理されている記録（以下「不整合記録」という。）が存在しているという事案が判明。

〈ケース1〉
2号被保険者が1号へ種別変更したにもかかわらず、その配偶者である3号被保険者の1号への種別変更が行われていない。

【本来の姿】

(転職)			
夫	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">サラリーマン(2号)</td> <td style="width: 50%;">自営業者(1号)</td> </tr> </table>	サラリーマン(2号)	自営業者(1号)
サラリーマン(2号)	自営業者(1号)		

(種別変更の届出) ←届出義務がある			
妻	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">サラリーマンの被扶養配偶者(3号)</td> <td style="width: 50%;">自営業者(1号)</td> </tr> </table>	サラリーマンの被扶養配偶者(3号)	自営業者(1号)
サラリーマンの被扶養配偶者(3号)	自営業者(1号)		

【問題の事例】

(届出なし) ←届出忘れ?			
妻	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">サラリーマンの被扶養配偶者(3号)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	サラリーマンの被扶養配偶者(3号)	
サラリーマンの被扶養配偶者(3号)			

〈ケース2〉
3号被保険者が扶養から外れているにもかかわらず、1号への種別変更が行われていない。

【本来の姿】

夫	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">サラリーマン(2号)</td> </tr> </table>	サラリーマン(2号)
サラリーマン(2号)		

(種別変更の届出) ←届出義務がある			
妻	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">サラリーマンの被扶養配偶者(3号)</td> <td style="width: 50%;">パートで働き年間130万円以上の収入(1号)</td> </tr> </table>	サラリーマンの被扶養配偶者(3号)	パートで働き年間130万円以上の収入(1号)
サラリーマンの被扶養配偶者(3号)	パートで働き年間130万円以上の収入(1号)		

【問題の事例】

(届出なし) ←届出忘れ?			
妻	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">サラリーマンの被扶養配偶者(3号)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	サラリーマンの被扶養配偶者(3号)	
サラリーマンの被扶養配偶者(3号)			

不整合記録への対応策について

平成22年3月29日に開催された年金記録回復委員会において、不整合記録についての対応策が取りまとめられた。

職員アンケートからの記録問題への対応策（未定稿）

～抜粋～

(3) 3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不正確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策

A. 現況

2号被保険者（例：夫）が転職により第1号被保険者になった場合など、その配偶者で第3号被保険者であった者（例：妻）が第2号被保険者の被扶養者でなくなった場合は、第3号被保険者（例：妻）も第1号被保険者になるための届出をし、保険料を納付することが必要である。しかし、この届出がなされず、第3号被保険者のままになっている場合がある。

B. その背景

被扶養者でなくなった配偶者に対する種別変更の届出勧奨や種別変更の処理が徹底されていなかった。

C. 対応策

本来、第1号被保険者に種別変更すべき期間において第3号被保険者のままになっている場合の取扱いは、次の方向で検討する。併せて、同様の状況が今後生じないように、届出勧奨や種別変更の処理を徹底する。

1) 受給者

既に裁定が行われていることから、現状のままとする。

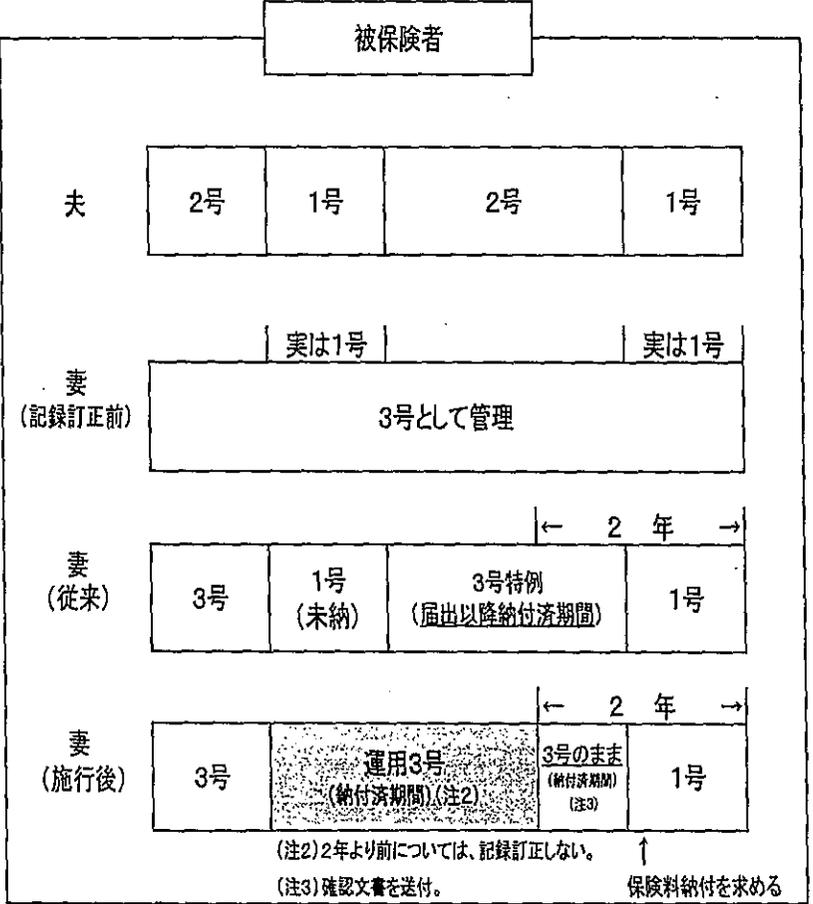
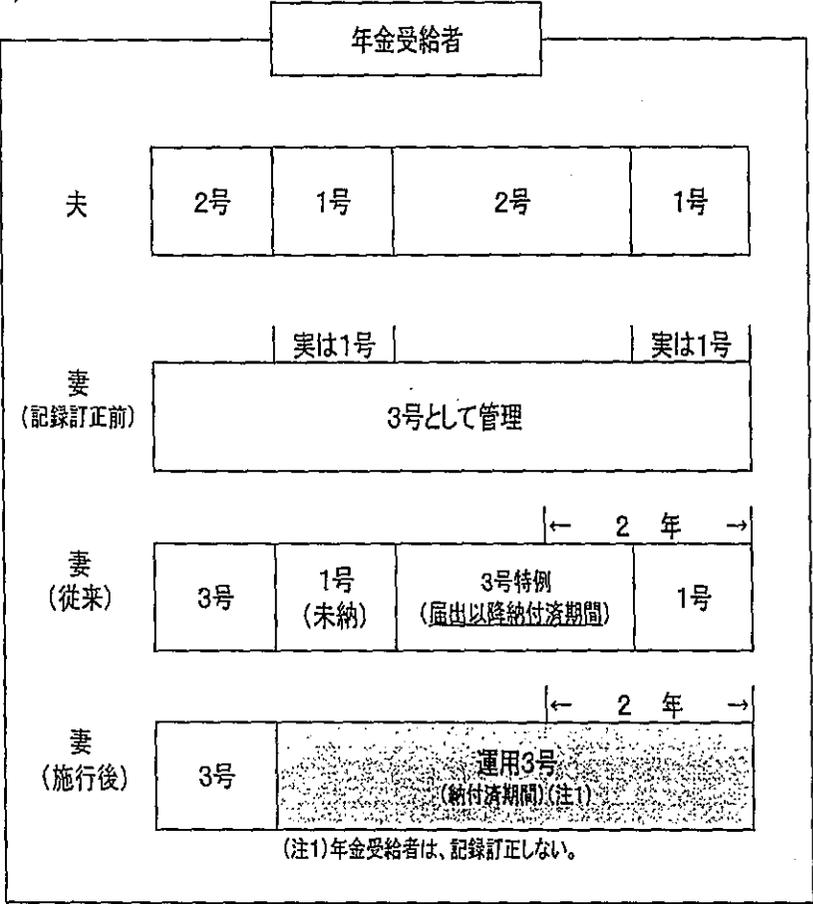
2) 被保険者

将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求める。

過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状のままとする。

運用による3号について

年金記録回復委員会において、取りまとめられた対応策に基づき、運用により3号を適用した期間を「運用3号」期間とし、納付済期間として取り扱うこととする。

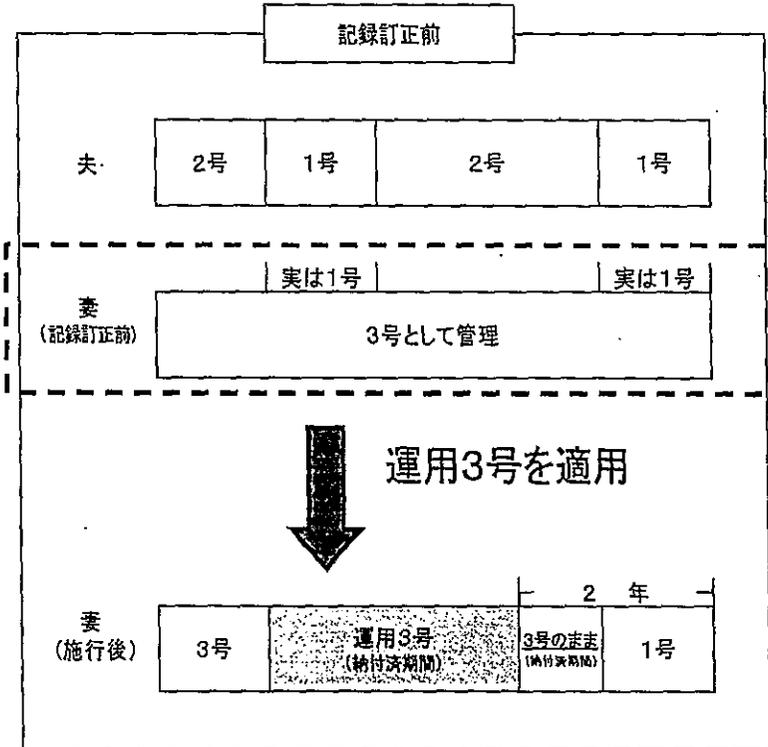
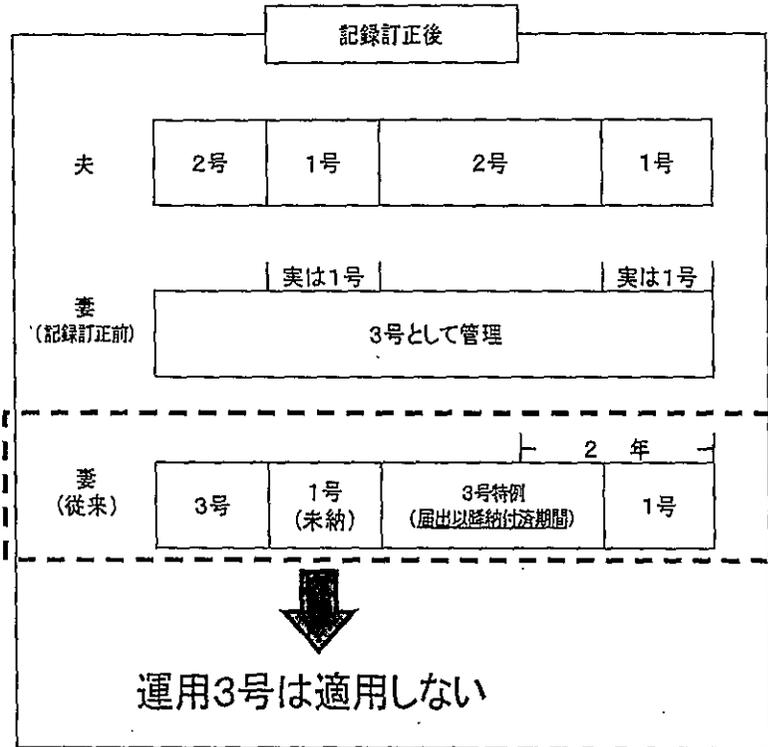


運用3号の適用について

運用3号に係る取扱いについては、年金局から日本年金機構に対し通知する予定としており、通知が行われた後（施行後）に不整合記録が判明した場合に適用することとする。したがって、通知前（施行前）に既に記録が正しく訂正されている場合は適用しない。

→ 記録訂正は本人確認のうえで、訂正された正当な取扱いであり、正当な記録に訂正された期間を3号期間に戻すことはしない。

→ 下記図 の状況により、適用するか否かが決定される。



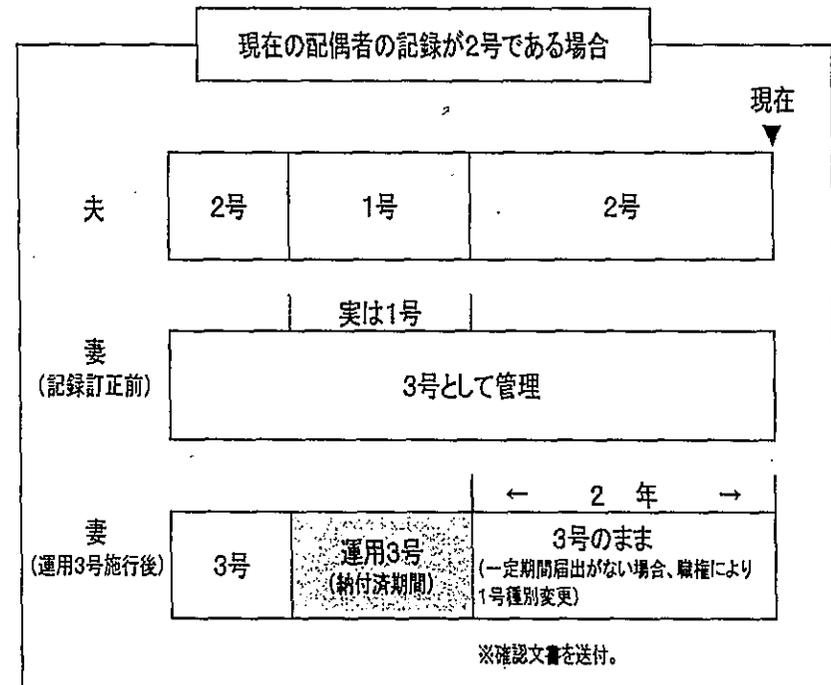
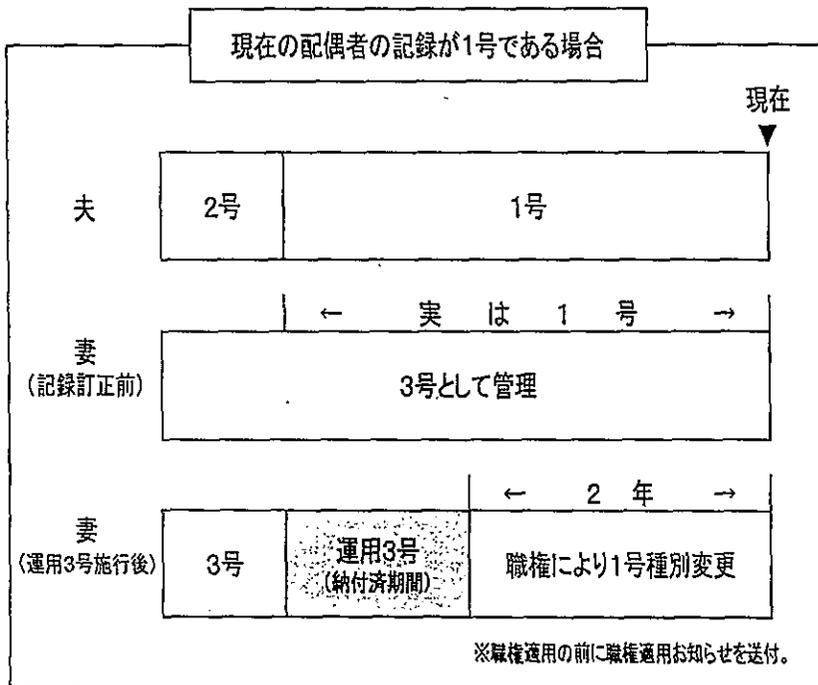
直近2年間の対応について

現在の配偶者（例：夫）の記録が1号である場合

→ 本人（例：妻）あて、職権適用のお知らせを送付した後、職権により1号へ記録訂正し、納付書を発行する。

現在の配偶者（例：夫）の記録が2号である場合

→ 本人（例：妻）あて、3号のままで正しいのか確認文書を送付（2回）し、一定期間、届出がない場合は、職権により1号へ記録訂正し、納付書を発行する。



運用3号の効力について

運用3号の取扱いに係る通知（年金局→機構）の効力を有する期間（範囲）については、以下のとおりとする。

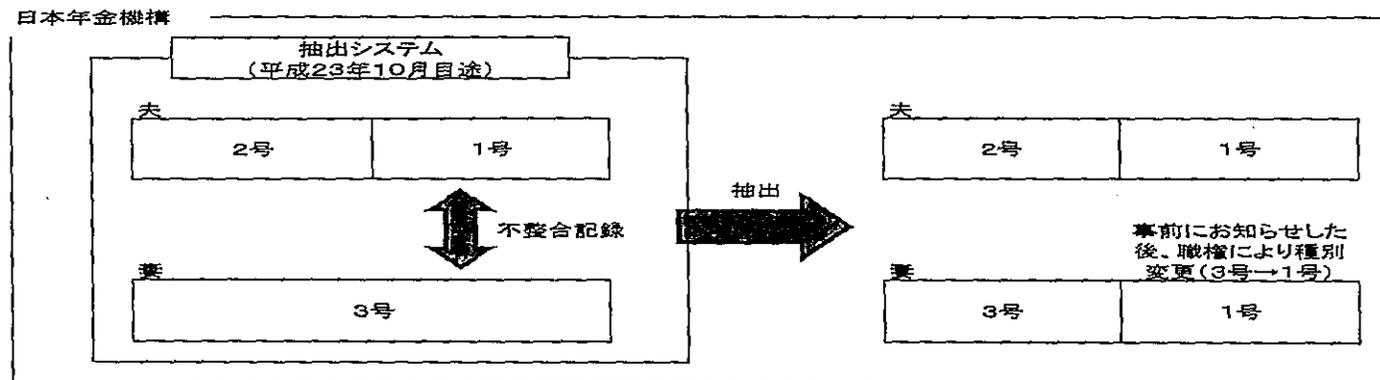
効力を発する日（始点）	施行日（平成23年1月1日）
有効期間	昭和61年4月～
将来の取扱い	運用3号期間として確認した期間については、将来にわたって第3号被保険者期間として記録管理し、年金の裁定に結びつけていくように取り扱う。 なお、今後はこのような不整合記録が生じないようにするための措置を段階的に講じていき、その結果を踏まえながら運用3号の取扱いの見直しを行う。

※ 上記有効期間において、不整合記録が判明した場合は、運用3号を適用する。
（記録訂正されていないことが条件）

事務スキームについて part1

不整合記録を解消するために、以下の取り組みを実施していく。

- ①配偶者（例：夫）が1号、本人（例：妻）が3号のケースへの対応
→ 不整合対象者を抽出するためのシステム（以下「抽出システム」という。）を構築し、これにより抽出された不整合記録を職権により種別変更（3号→1号）する。



- ②配偶者（例：夫）が2号、本人（例：妻）が3号（実際は生計維持されていない）のケースへの対応
→ 協会けんぽ及び共済組合については、被扶養者情報を活用した種別変更の勧奨及び職権適用を実施しており、今後も継続していく。併せて、健康保険組合についても、同様の対応を実施できるよう、引き続き調整を進める。

事務スキームについて part2

以下の段階を踏んで不整合記録を解消していく。

①配偶者（例：夫）が1号、本人（例：妻）が3号のケースへの対応

〈第1段階〉（取扱通知発出日）

→ 年金相談等で、不整合対象者であることが判明した場合は、直近2年間を除いて運用3号を適用し、その旨、事蹟管理システムにおいて管理する。

〈第2段階〉（平成23年10月から実施予定）

→ 抽出システムにより不整合対象者を抽出した後、職権で種別変更する旨のお知らせを事前を送付し、その後、直近2年間について、3号から1号へ種別変更する。

→ これに伴い、直近2年より前の期間は運用3号を適用することとなり、その旨事蹟管理システムにおいて管理する。

②配偶者（例：夫）が2号、本人（例：妻）が3号（実際は生計維持されていない）のケースへの対応

〈第3段階〉

→ 健康保険組合より被扶養者の情報提供を受け、種別変更（3号→1号）の勸奨状を送付する。

→ 併せて、この時点における不整合対象者を、再度、抽出システムにより抽出し、職権で種別変更する。



〈第3段階〉まで行った上で、一定期間後に今回の措置の効果を検証し、措置の継続の必要性等について検討する。

年金局 → 機構

(案1)

年管企発	第 号
年管管発	第 号
平成22年	月 日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業企画課長

厚生労働省年金局事業管理課長

第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第1号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いについて

標記については、本年3月29日に開催された年金記録回復委員会において「職員アンケートからの記録問題への対応策」の「(3) 3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不明確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策」として下記の取扱いが取りまとめられたところであるが、これは、第3号被保険者期間としての年金記録を実際には第1号被保険者であった期間も含め、真正な記録と認めて行政としての決定等を行ってきたことから、行政の決定等に対する国民の信頼を一定の範囲において保護する必要があるという観点からの取扱いである。

については、下記の取扱いを平成23年1月1日より実施することとされたい。ただし、同日までに本人が当該期間の年金記録を確認し、既に記録の訂正がなされているものについては、対象とならないことに留意願いたい。

また、被保険者及び被保険者であった者に係る取扱いについては、第3号被保険者とその配偶者の記録の突き合わせを行い、該当者を把握していく必要があるため、所要の準備を進められたい。併せて、第1号被保険者への種別変更が適切に行われていない場合における届出勧奨及び種別変更の処理について、今後遺漏なく行われるよう、一層の徹底を図られたい。